

第 1 18 監査公表第 1 号（平成 18 年 2 月 2 日付 福岡市公報第 5327 号（別冊）公表）分
（事務監査）

1 市民局

監査の結果	措置の状況
<p>博多座専用使用料について適正な処理を求めるもの</p> <p>博多座の専用利用は，市民に演劇の発表の場を提供することにより地域文化の発展に寄与するために設けられたものであり，その専用使用料については，博多座条例及び博多座条例施行規則に定められ，徴収事務は株式会社博多座に委託されている。しかしながら，当該使用料の徴収について次のような事例が見受けられた。専用利用が毎年 12 月を「市民檜舞台の月」として博多座の舞台を市民に直接利用してもらうために設けられたものである趣旨を踏まえ，専用使用料については，その設定のあり方についての検討を含め，適正な処理を行われたい。</p> <p>ア リハーサル室の専用使用料について</p> <p>博多座条例では 1 日を単位として定めているが，半日の単位で専用使用料が徴収されていた。また，付属設備の専用使用料について，博多座条例施行規則では設備（舞台，音響，照明）ごとに金額が定められているが，定額料金で専用使用料が徴収されていた。</p>	<p>【措置済（H19.1.16通知）】</p> <p>博多座の専用利用の効率化を図るため，博多座条例及び博多座条例施行規則を以下のとおり改正した。（平成18年4月1日施行）</p> <p>リハーサル室及び練習室の利用区分については，1 日単位から 1 日 3 区分に細分化し，付属設備使用料については，付属設備ごとの料金設定を見直し，基本設備料金の設定を行った。</p>
<p>イ 楽屋，リハーサル室，練習室の専用使用料について，博多座条例施行規則では利用の許可の際徴収すると定めら</p>	<p>【措置済（H19.1.16通知）】</p> <p>また，楽屋，リハーサル室，練習室の専用使用料の徴収時期については，利用</p>

<p>れているが、同規則で利用の開始までに徴収すると定められている付属設備専用使用料の徴収時に徴収していた。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>年の11月から利用日の前日までに徴収するとの見直しを行った。</p>
---	---------------------------------------

2 都市整備局

監査の結果	措置の状況
<p>公園用地の取得事務について注意をを求めるもの</p> <p>福岡市土地開発公社に対し用地の先行取得を依頼した場合においては、再取得計画に基づき着実に取得されなければならない。しかしながら、片江風致公園においては、平成6年度に公園用地の先行取得を依頼し、一部は再取得しているものの、再取得未了部分については、長期間取得されないままであった。</p> <p>福岡市土地開発公社による用地取得については、用地取得費のほか、事務費及び公社の借入日から市の返済日までの利子が発生し、期間の経過とともに経費が増大していくため、経済性の観点から、早急な再取得に努められたい。</p> <p>(公園計画課)</p>	<p>【措置済(H19.6.27通知)】</p> <p>再取得未了部分について、平成18年6月21日付で、全ての再取得を完了した。</p>

3 下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>土地借上料等の支出に長期日数を要していたものについて注意をを求めるもの</p> <p>支出に当たっては、支出負担行為に係る債務が確定していることを確認するとともに、契約書等に定める期限までにそ</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】</p> <p>債権者からの請求が行われない場合には、文書等にて請求書提出の催促を行わない、速やかな事務処理化を図ることとした。</p>

<p>の対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 16 年度の下水道管渠用地土地借上料及び委託料の支出において、相手方へ請求書提出の催促が的確に行われていなかったこと等により、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。</p> <p>今後、支出に当たっては、関係法令等に則り、速やかな事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">（保全課）</p>	
---	--

4 消防局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 交付金交付先団体の現金の適正管理について指導を求めるもの</p> <p>市は、交付金を交付している団体の会計経理事務が適正に行われているか、指導、監督するとともに、現金管理が適正に行われているか確認する必要がある。しかしながら、平成 16 年度及び同 17 年度「福岡市支部連合会交付金」の交付先団体における会計経理事務について、次のような事例が見受けられたため、現金管理は適正に行うよう指導されたい。</p> <p>(ア) 市からの交付金受入及び各支部への送金用通帳は、平成 7 年度に新規で現金 8,326 円を入金して開設してい</p>	<p>【措置済（H19.1.16通知）】</p> <p>交付金交付先団体に対して、現金管理は適正に行うよう指導した。なお、交付先団体においては、指摘された現金及び預金利息について、平成 17 年度の決算で収入処理が行われた。</p>

<p>るが、当該現金は原資先が不明のまま、福岡市支部連合会決算に計上せず通帳に繰り越していた。また、平成7年度から同16年度末までに発生した預金利息606円についても決算に反映させていなかった。</p>	
<p>(イ) 同通帳において、別団体の資金と思われる現金340,000円の一時的な入金と出金が行われており、不適切な現金管理であった。</p> <p style="text-align: right;">(警防課)</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】</p> <p>交付金交付先団体に対して、現金管理は適正に行うよう指導した。</p> <p>なお、交付先団体においては、指摘された現金については、別団体に移管処理が行われた。</p>
<p>イ 物品購入契約事務について計画的な発注による購入を求めるもの</p> <p>物品を購入する際は、購入目的に応じた数量、納期等を設定するとともに、発注に当たっては購入計画や経済性を考慮しなければならない。しかしながら、新規配備した救急車両3台に積載することを目的として、平成16年度に発注した医療用器材の購入契約事務において、総額600万円を超える器材購入を24回に分割して発注し、原課契約により購入していた。過去の購入実績を考慮し、十分な計画性をもって購入手続を行うことにより、一部は契約課への一括発注が可能であったと判断され、車両の稼働日までには、すべての器材調達が可能であったと思われる。</p> <p>今後、物品購入に当たっては、計画</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】</p> <p>物品購入に当たっては、計画的な発注や経済性を考慮した適正な事務処理を行うよう、所属職員に対し研修を行い周知徹底を図った。</p>

<p>的な発注や経済性を考慮し適正に事務処理されたい。</p> <p>(救急課)</p>	
--	--

5 教育委員会

監査の結果	措置の状況
<p>ア 美術展等開催負担金の支出事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>市は負担金を支出した団体の会計経理事務が適正に行われるよう指導監督するとともにその事業実績が負担金の交付目的に応じたものとなっているか調査確認する必要がある。しかしながら、平成 16 年度「福岡市美術展運営事業負担金」及び同「チャイナ・ドリーム展運営事業負担金」の支出事務を抽出して調査したところ、負担金の額の確定及び交付先団体の会計経理事務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>負担金の支出に当たっては、交付先団体の会計経理事務が適切に執行されるよう指導監督するとともに、事業実績の調査確認を的確に行うよう十分注意されたい。</p> <p>(ア) 「福岡市美術展運営事業負担金」において、交付先団体の決算報告額が経理簿記載額と相違しているものや当初の計画を上回って支出されているものがあるにもかかわらず、事業実績を十分調査確認しないまま負担金の額を確定し、請求どおりに追加支出してい</p>	<p>【措置済 (H19.1.16通知)】</p> <p>負担金の支出事務については、決算報告書について、関係帳簿との確認を行うこととした。</p> <p>さらに、当初計画額と執行額に大きく差が出る場合は、事業計画変更書を提出させ必要性を明確にさせることとした。</p>

<p>た。</p>	
<p>(イ) 交付先団体の会計経理事務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>a 本市に報告している決算額が、経理簿記載額と相違しているものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(美術館)</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】</p> <p>負担金の支出事務については、交付先団体に対し、適正な事務処理を行うよう指導した。なお、交付先団体では、今後以下のように取り扱うこととし、職員に対し、口頭により周知徹底を図られた。</p> <p>決算書については、今後は十分に関係帳簿とのチェックを行い確認すること。</p>
<p>b ボルドー市表敬訪問等旅費について、当初の計画を上回って支出しているが、計画変更の必要性等を書面により明確にしたうえで、本市への事業計画の変更手続を行うべきであった。</p> <p style="text-align: right;">(美術館)</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】</p> <p>当初計画を上回る支出については、必要性を書面にし決裁を取った上で、市に対し事業計画の変更申請を行うこと。</p>
<p>c 販売委託している前売券において、売上金が収納されていないものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(アジア美術館)</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】</p> <p>前売券の売上金については、美術展終了後速やかに精算のうえ、確実に回収・収納すること。なお、交付先団体においては、事実について元の実行委員会に報告し、承認を得たうえで、販売代金を回収し、直ちに市(平成17年度雑入)へ入金した。</p>
<p>d 履行確認完了後、支払いまでに長期日数を要しているものが多数あった。</p> <p style="text-align: right;">(美術館、アジア美術館)</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】</p> <p>今後は履行確認完了後、速やかに支払いすること。</p>
<p>イ 「福岡市中学校部活動振興負担金」の支出事務について適正な事務処理を</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】</p> <p>「福岡市中学校部活動振興負担金」の</p>

<p>求めるもの</p> <p>市は負担金を交付した団体の会計事務処理が適正に行われているか、指導監督するとともに、実績報告書をはじめ関係書類等により事業実績を調査確認する必要がある。しかしながら、平成16年度「福岡市中学校部活動振興負担金」の支出事務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>負担金の支出に当たっては、交付先団体の会計事務処理が適切に執行されるよう指導監督するとともに、事業実績の調査確認を的確に行うよう十分注意されたい。</p> <p>(ア) 交付決定額どおりに支出していなかった。</p>	<p>支出事務については、会計事務処理が適切に執行されるよう交付先団体及び所属職員に対し、下記のとおり周知徹底を図った。</p> <p>負担金については、部活動の有料施設借上料として年2回交付する予定であったが、当初計画に比べ、借上回数の減により不用額の発生が見込まれたため、2回目の交付金を中止したものである。</p> <p>交付額を変更する場合は、交付先団体に変更申請書を提出させるとともに、同申請書により調査確認を行った後に行うよう、所属職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 負担金の額の確定を行わないまま残額を戻入させていた。</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】</p> <p>負担金の残額を戻入させる場合は、事業実績を確実に調査確認し、負担金の額を確定してから行うよう、所属職員に対して指導の徹底を図った。</p>
<p>(ウ) 交付先団体において、書面による意思決定を得ないまま、事業実績報告書を提出していた。</p> <p>(保健体育課)</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】</p> <p>交付先団体に対し、本市への事業実績報告書の提出に当たっては、書面による意思決定を行い、適切に処理されるよう、指導監督を強化した。</p>
<p>ウ 保守点検業務委託契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>委託業務が完了したときは、福岡市契</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】</p> <p>委託契約事務については、今後は履行の確認を的確に行い、適正な支払いに努</p>

<p>約事務規則をはじめ関係法令に則り，契約関係書類に基づく完了検査を行い履行の確認を行わなければならない。また，検査の結果，是正を要すると認められる場合には速やかに必要な措置を指示するなど，契約内容が適正に履行されていることを確認のうえ，委託料を支出しなければならない。しかしながら，平成17年度「空調設備保守点検業務委託」契約事務において，第1四半期に指示している機器の点検や部品の交換業務の一部が履行されていなかったにもかかわらず，確認しないまま完了と認め，契約どおりの委託料を支出していた。</p> <p>委託契約事務に当たっては，関係法令に則り，完了検査による履行の確認等を的確に行うよう周知徹底するとともに，内部チェック機能の強化を図りたい。</p> <p style="text-align: center;">（美術館）</p>	<p>めるよう，所属職員へ口頭により周知徹底を図った。</p> <p>また，履行確認事務を正副の複数の職員で行うこととし，内部チェック機能の強化を図ることとした。</p>
<p>エ 物品購入契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>物品の購入に当たっては，福岡市契約事務規則をはじめ関係法令に則り，契約，完了検査、支払等の手続きを適正かつ速やかに行わなければならない。しかしながら，平成16年度及び同17年度の書籍や事務用品の購入において，次のような不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>物品の購入に当たっては，関係法令に則り，適正に事務処理を行うよう周知徹底するとともに，決裁権者による確認や</p>	<p>【措置済（H19.1.16通知）】</p> <p>物品購入契約事務については，規則等に則り，業者選定伺を添付し，決裁をとるよう所属職員へ口頭により周知徹底を図った。</p>

<p>指導など内部チェック機能の強化を図りたい。</p> <p>(ア) 業者選定伺及び同決裁が全件されていなかった。</p>	
<p>(イ) 同一業者との契約において、契約日、履行期間、完了検査日、支払審査日が同一日となっているものが見受けられた。これらについては、購入した物品の契約手続等を購入後に一括して行っており、その中には履行完了後、長期日数を経過していると思われるものがあった。</p> <p>(福岡女子高等学校)</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】</p> <p>物品購入契約にかかる業者に対して、納品の都度、請求書を出させ、迅速な事務処理を行うよう所属職員へ口頭により周知徹底を図った。</p>

(工事監査)

1 経済振興局

監査の結果	措置の状況
<p>設計積算について注意を求めるもの</p> <p>平成16年度「福岡競艇場競走水面浚渫工事」</p> <p>(契約金額 3,092万2,500円)</p> <p>本工事においては、競艇場競走水面の浚渫により発生する土砂を指定処分場に処分することにしていたが、土質不適合により当初の指定処分場に搬入出来なくなり処分場を変更した。</p> <p>建設発生土の処分場については、指定処分場にやむを得ず搬入できない場合は、適切に設計変更することになっているが、本工事において、処分場を変更したにもかかわらず、設計変更がなされて</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】</p> <p>発生土種の違い等でやむを得ず処分場を変更した場合については、「建設発生土指定処分に関する運用」に基づき適正に設計変更を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>いなかった。</p> <p>今後は基準を遵守し，適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(開催運営課 港湾局維持課関連)</p>	
---	--

2 都市整備局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 設計積算について注意を求めるもの</p> <p>(ア)平成15年度「動物園南園法面補強工事」</p> <p>(契約金額7,425万4,950円)</p> <p>本工事の一部のアンカー足場設置撤去工積算において,足場材運搬のために人力運搬を計上しているにもかかわらず,別途必要のない機械運搬も計上していた。</p> <p>今後は現場状況に合わせた適切な設計積算を図られたい。</p> <p>(動物園・建築局施設建設課関連)</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】</p> <p>今後の設計・積算については,内容の精査を十分行い,適正な処理を行うよう関係職員に対し研修を行い,周知徹底を図った。</p>
<p>(イ)平成15年度「雁の巣RCソフトボール場メインスタンド新築工事」</p> <p>(契約金額1億1,793万9,150円)</p> <p>本工事の積算において,防水工事の合計や雑工事などの計算内容に誤りがあった。</p> <p>今後は十分注意し,適正な積算及び精査に努められたい。</p> <p>(公園建設課 建築局施設建設課関連)</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】</p> <p>積算及び精査については,内容を十分に確認し,適正な処理を行うよう設計担当課へ通知し,所属職員への周知徹底を図った。</p>
<p>イ 設計積算及び施工管理について注意を求めるもの</p> <p>平成15年度「伊都土地区画整理事業区画道路9-9橋梁築造工事</p>	<p>【平成18年度措置済】</p> <p>今までの福岡市の土木積算システムでは,取壊し機械の仕様を低騒音低振動対策型と入力した場合,設計図書の明示</p>

<p>(下部工)」</p> <p>(契約金額 8,055万 6,000円)</p> <p>既設護岸取壊し及び既設構造物撤去において、取壊し機械の仕様を低騒音低振動対策型として設計積算していたが、設計図書での条件明示が定かでなく、施工では一般的な大型ブレーカが使用されていた。</p> <p>今後は条件明示を明確にし、適正な設計積算及び施工管理の徹底を図りたい。</p> <p>(伊都区画整理事務所工事課)</p>	<p>については『機械施工』としか表示しなかったものを、平成 18 年 4 月 1 日より『機械施工 低騒音・低振動対策』と表示するように、システムの改良を行い、設計図書の条件明示が明確にできるように、設計積算時の改善を行うとともに、実際の施工前に十分に設計図書と施工計画書の確認業務を行い、適切な施工管理をするよう関係所属職員に研修で周知徹底を図った。</p>
--	---

3 下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 設計積算について注意を求めるもの</p> <p>(ア)平成 15 年度「日佐(横手南町～日佐 2 丁目外 6)地区下水道築造工事」</p> <p>(契約金額 7,550 万 4,450 円)</p> <p>本工事の下水道管布設箇所については、土留め支保工の経済的な工法の導入について検討を行うため、土留め方式の試験施工区間を設けて下水管を布設する工法を採用したものである。</p> <p>本工事区間では別途に道路整備工事が行われており、その工事との施工調整を行いながらの工事であったため、その結果として試験施工区間の一部について土留め支保工が不要となった。</p> <p>本工事については、変更内容に合わせ</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】</p> <p>設計変更の根拠となるような協議事項等については、文書化するとともに、今回のような特殊な事項については、設計変更理由書に明記する等、的確な事務処理の徹底を図ることとした。</p>

<p>て設計変更を行っているが、この土留め支保工については工事の条件明示事項であるとし、実際には試験施工が行われなかった区間に係る土留め支保工賃料を設計変更の内訳書において『保証金』という内容に変更し計上していたが、設計変更手法としては不適切な事務執行であった。</p> <p>設計変更については、設計変更理由書において事実関係を明記すべきであったし、当該保証金(補償金の意味合いであると思われる)についても支払いの必要性について決裁手続きを明確にすべきであった。</p> <p>今後は、現場条件等に変更がある場合は、的確な協議と適正な設計変更を行うよう図られたい。</p> <p>(中部建設課)</p>	
<p>(イ)平成14年度「藤崎4号幹線築造工事」 (契約金額 5 億 7,961 万 1,550 円)</p> <p>建設発生土の処分費の積算において、「建設発生土指定処分に関する運用」によると、建設発生土が規定量以上の場合は、処分場を指定することになっている。</p> <p>本工事の建設発生土は規定量以上であり、処分場を指定すべきであったが、自由処分としていた。</p> <p>今後は基準を遵守し、適正な設計積算を図られたい。</p>	<p>【措置済 (H19.1.16通知)】</p> <p>今後は基準を遵守し適正な設計積算に努めるため、基準の内容について、精査段階でのチェックを含め計上の考え方に誤りがないよう、課内研修により周知徹底を図った。</p>

<p style="text-align: center;">(西部建設課)</p>	
<p>(ウ)平成 15 年度「田尻川河川改良工事 (第 7 工区) 」 (契約金額 5,576 万 4,450 円)</p> <p>本工事の仮設排水路の設計積算において、仮設排水路に使用する材料の積算は、土木工事設計標準歩掛では、原則、新品価格を損率により補正し損料で計上することになっているが、誤った損率を設定したため、損料に誤りが生じた。</p> <p>今後は基準を遵守し、適正な設計積算に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">(河川建設課)</p>	<p>【平成18年度措置済】</p> <p>工事の設計積算に使用する歩掛については、計上誤りがないよう設計者の指導育成を行うとともに適正な設計及び精査に努めるよう、課内で勉強会を行い周知徹底を図った。</p>
<p>イ 施工管理について注意を求めるもの 平成 15 年度「向島ポンプ場放流施設新築工事」 (契約金額 6,954 万 8,850 円)</p> <p>「労働安全衛生規則」では、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には囲い等を設けなければならないが、設けた囲い等を作業の必要上臨時に取りはずすときは防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないが、本工事における左官工事等の作業で囲い等を撤去した際に、危険防止の措置がなされず作業を行っていた。</p> <p>今後は十分注意し、適切な安全管理に努められたい。</p>	<p>【措置済 (H19.1.16通知)】</p> <p>労働者の危険防止については、月 1 回行っている安全協議会での巡回パトロールを強化して、墜落防止策(安全帯等)を施した上で作業を行うよう指導監督を行い、安全対策の周知徹底を図ることとした。</p>

<p>(施設課 建築局施設建設課関連)</p>	
<p>ウ 契約事務について注意を求めるもの (ア)平成16年度「単価契約 城南区，早良区，西区管内公共汚水柵設置工事」 (契約金額 5,363万108円) 工事請負代金の支払いは，請求書を受理した日から起算して40日以内に支払わなければならないとなっている。しかしながら，本工事では工事指令1件ごとに請求書を受理し，その都度精算することになっており，すみやかな事務処理が行わなければならないが，相当期間経過しての支払いとなっている。 処理手続きに間違いは見られないものの，工事完了より相当期間経過の支払いとなっており，これは適正な事務処理とはいえない。 今後は，すみやかな事務処理を図りたい。 (保全課)</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】 工事完成後は，支払い関係書類を速やかに提出するよう請負者に対して文書指導を行ない，適切な事務処理を図ることとした。</p>
<p>(イ)平成16年度「松崎橋再生水管橋梁添架検討基本設計業務委託」 (契約金額 777万円) 本委託は，基本設計であるということで財政局契約課に協議することなく下水道局で契約事務を行っているが，契約図書および成果品の内容，また，成果品を工事発注に使用していることから判断すると，委託内容は基本設計に加えて実施設計を含んでいる。基本設計と実施</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】 基本設計と実施設計を一括発注する契約事務については，契約課に事前協議を行い，適正な契約事務を行うよう，職員研修により周知徹底を図った。</p>

<p>設計を一括委託する場合は、契約課に事前協議し、両設計を分離できないときは契約課が設計候補者の選定に係る業務を所掌することになっており、本委託の発注に際しては契約課に事前協議を行うべきであった。</p> <p>今後は、契約事務の適正な執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（東部建設課）</p>	
<p>（ウ）平成15年度「飯倉第3雨水幹線基本設計委託」</p> <p style="text-align: center;">（契約金額 1,896万8,250円）</p> <p>本委託は、基本設計であるということで財政局契約課に協議することなく下水道局で契約事務を行っているが、契約図書および成果品の内容、また、成果品を工事発注に使用していることから判断すると、委託内容は基本設計に加えて実施設計を含んでいる。基本設計と実施設計を一括委託する場合は、契約課に事前協議し、両設計を分離できないときは契約課が設計候補者の選定に係る業務を所掌することになっており、本委託の発注に際しては契約課に事前協議を行うべきであった。</p> <p>今後は、契約事務の適正な執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（西部建設課）</p>	<p>【措置済（H19.1.16通知）】</p> <p>基本設計と詳細設計を一括発注する契約事務については、契約課に事前協議を行い、適正な契約事務を行うよう、職員研修により周知徹底を図った。</p>

4 教育委員会

監査の結果	措置の状況
-------	-------

<p>設計積算について注意を求めるもの 平成15年度「多々良中央中学校講堂兼体育館その他改築工事」 (契約金額 3億1,440万7,750円) 防水工事の積算において、外部屋根アスファルト防水の面積の中に内部ピット床のアスファルト防水の一部を重複して計上していた。 また、左官工事の積算においても同様に、外部屋根コンクリートこて押さえの面積の中に、内部ピット床のコンクリートこて押さえの一部を重複して計上していた。 今後は十分注意し、適正な設計積算を図られたい。 (施設課 建築局施設建設課関連)</p>	<p>【措置済(H19.1.16通知)】 設計積算については、今回の指摘を受け、今後の工事設計積算において、図面内容や設計内容を充分確認の上、設計書を作成するとともに、精査についてもチェックを重ね、適正な設計積算に努めていくこととした。</p>
--	--